

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 区民部経済課消費生活センター

問合せ先 03 - 5803 - 1105

3年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	消費者グループ活動事業補助金							
根拠規定等	文京区消費者グループ活動事業補助金要綱							
創設年月	平成	16	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	17年	終了予定年月
見直し年月	平成	20	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	13年	
見直しの内容	補助する目的として、グループ活動で得た知識を区民に還元し、消費者啓発事業に役立てることを追加した。							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号		
	4産業経済費	1商工費	4消費者行政費	1消費者啓発	1消費者研修	116		
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	消費者グループが行う学習会等に要する経費の一部を補助することにより、消費者として自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる消費者グループの育成を図り、もってこの活動で得た知識を区民に還元し消費者啓発事業に役立てることを目的とする。						
補助事業等の内容	消費者問題に関する講演会、学習会、調査研究会						
補助対象経費の内容	事業に係る講師の謝礼。ただし、1グループに対する補助金交付の回数は、1年度につき2事業までを上限とする。						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公募の状況	区報						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	2	1	1	2
決算(予算)額	46	23	23	52
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	46	23	23	52
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	学習会等の講師謝礼等を助成することで、消費者団体の学習の機会を増やすことができた。また、生活展等において学習成果を展示することで、一般消費者向けの啓発に繋がった。
課題	団体活動の固定化により学習会を開く機会が減少したため、交付見込み件数に比べ交付実績件数が少ない。コロナ禍につき、ほとんどの団体が活動を自粛しているため、補助金が活用できない。
今後の方向性	更に広く区民等に周知を行い、本補助金事業の活用を促す。